

第 3.X 章

緊急事態管理

[...]

第 3.X.4 条

一般原則

第 3.1 章及び第 3.2 章の勧告のほか、獣医当局及びその他の所管当局、獣医サービスおよび利害関係者は、緊急事態管理を実施するにあたってこれらの原則に従うべきである。

1. 一般的な組織化及びフレームワーク

獣医当局は、動物疾病の緊急事態や他の緊急事態での動物衛生およびアニマルウェルフェアにかかる部分への備え及び対応におけるリーダーシップ、主張及び専門性を提供するべきである。緊急事態管理の法令は、第 3.4 章に整合しており、効果的な緊急事態管理の活動を可能とするために、主導する局及び支援する局、緊急事態宣言のルール、関連する臨時の権限およびリソース供給を明確に定めるべきである。

獣医サービスは、国の緊急事態管理計画、リソース供給及びフレームワークの中で統合されているべきであり、官民セクターに渡る多分の協調に従事しているべきである。

獣医当局は、大火災、洪水、嵐またはその他の自然災害または人災によるアニマルウェルフェアへの影響を管理するといった、他の政府当局が主導している対応において支援する役割が期待される緊急事態に対して備えているべきである。

協調および集団としての能力を強化するため、政府の局、警察または防衛、産業界、市民社会および国際機関といった間で、公式なネットワークおよびパートナーシップが築かれていくべきである。覚え書き（MOU）のような公的な取り決めは、役割及び責任の明確化、コミュニケーションの手順の確立および緊急事態の前/中/後の共同活動を促進することによって、この協調を支援することができる。

官民セクターの両者の重要な機能は、緊急事態の最中も、特に中断を最小限にするよう、可能な限り継続した提供が維持されるべきである。緊急事態の前および最中の、平常時に民間セクターが緊急事態への備えおよび対応の活動に従事してもらうよう努力するべきである。

2. データおよび情報の管理

意思決定は、動物衛生、公衆衛生、環境およびその他の分野の関連するデータを統合する、健全なデータシステムによって裏付けされるべきである。第 1.4 章に従った動物衛生のサーベイランスによって支えられている早期警告システムおよびリスクの指標は、緊急事態の対

応を引き起こし、調整するために重要である。施設および動物識別およびトレーサビリティのデータベースは、特に動物の場所および移動の追跡のために、最新であり、緊急事態のすべての活動のためにアクセス可能であるように維持されるべきである。野生動物個体群およびエコシステムに関するデータといった情報を、他の所管当局から入手することが求められることがある。

3. 効果的なコミュニケーション

緊急事態の最中および後に、明確で一貫性がありタイムリーなコミュニケーション及び認識を確保するため、関係者に正確な情報を提供するため、誤情報および偽情報に対抗するため、市民の信頼を得つつ透明性を促進するため、獣医当局は、第 3.5 章のコミュニケーションの原則に従って、内部および外部のコミュニケーションの手順を確立するべきである。

日本	<p>分類：追加</p> <p>テキスト修正案：</p> <p>緊急事態の最中および後に、明確で一貫性がありタイムリーなコミュニケーション及び認識を確保するため、関係者に正確な情報を提供するため、誤情報および偽情報に対抗するため、市民の信頼を得つつ透明性を促進するため、獣医当局は、第 3.5 章のコミュニケーションの原則に従って、内部および外部のコミュニケーションの手順を確立するべきである。<u>外部のコミュニケーションの手順は、影響を受けるであろう国（獣医当局）へのコミュニケーションにも対応しているべきである。</u></p> <p>論拠：</p> <p>影響を受けるであろう国（獣医当局）との迅速なコミュニケーションは、当該国が必要な行動をとることを可能とするために重要である。</p>
----	---

4. 人、物理的及び財政的リソース

所管当局は、訓練を受けた職員を緊急事態のすべての要素に対して確保するべきである。これには、緊急事態における役割が明確化された中核的なスタッフを維持すること、対象分野の専門家を雇用すること、職員の迅速な動員および余剰キャパシティ（民間の獣医師または獣医関連専門職等の民間セクターの支援を含む。）のためのメカニズムを確立することが含まれる。緊急事態の管理職員の身体的および精神的良好な状態は、健康、安全性及び心理社会的なサポート手段ならびに職員の適切なローテーションを通じて優先されるべきである。さらなる余剰キャパシティが必要となる、緊急事態における国際的な職員の動員のための準備や、この点での関連国際機関の役割についても検討が必要である。

獣医サービスは、緊急事態に対応するために、臨時の財政的リソースおよび必要な物理的リソースへのアクセス能力を有しているべきである。これには、道路の通行止めといった十分な器具、個人用防護具または事前購入済みの消毒剤、運用コストを支援するために整備され

ている不測事態の資金調達、適切であれば、補償または回復のためのメカニズムが含まれる。

5. 継続した改善及び学習

緊急事態管理の要素は、研修、シミュレーション演習および実際にあった事象を通じて、定期的にモニタリング、試験、評価及び更新されるべきである。教訓は、事後のレビューによって特定されるべきである。

所管当局はまた、国レベルおよび国際的レベルの両方の他のセクターのアプローチから学ぶべきである。

6. 説明責任

所管当局は、透明性を確保し、緊急事態に関する調査を支援し、関係者、財政部局およびドナーに責任を示すため、決定、活動およびリソースの使用について記録を保持するべきである。

[...]

第 3.X.6 条

備え

緊急事態への備えは、緊急事態の規模および影響を最小限にするために、予測し、緊急事態への可能な最善で最速の対応を計画し、実施するための所管当局および関係者の能力である。計画、(必要品の)準備、訓練、演習の継続的なサイクルであり、政策的なコミットメント、専用の資金およびリソース供給、機関間の協調メカニズムによって支援されるべきである。備えは、さまざまな危害要因に対処するために拡大可能なものであるべきである。第 4.19 章の関連する勧告に加え、緊急事態の備えのためにオールハザード・アプローチを適用する際には以下のことが考慮されるべきである。

1. 法的フレームワーク

法令は、第 3.4 章に従って策定されるべきであり、備えのための取組の一環として以下のとおりあるべきである。

- a) 緊急事態における所管当局の役割および責任（緊急事態宣言、計画および意思決定を含む。）並びに関係するセクターおよび関係者の実施および支援のための役割および責任を明確化する。
- b) 必要で相応の緊急事態措置（緊急事態宣言、リソースの調達および配分、必要な措置の実施を通じた適合性の確保を含む。）を実施するための権限を提供する。
- c) 緊急事態の最中の意思決定、政策または手順（検疫、殺処分、強化されたサーベイランスおよび検査、緊急時のワクチン登録およびリソースの迅速化調達等）の一時的なファス

ト・トラックの説明責任を負う規定を含める。

- d) MoU 等を通じた分野横断的な協力を支援する。
- e) 緊急事態管理に関与した個人または団体の法的保護（潜在的な侵害からの安全性および保護を含む。）を提供する。
- f) 運用コストおよび補償の両者をカバーする、緊急事態の資金を確保し、迅速なアクセスと使用を促進する。関係者の損失への補償は、早期警告および適合性を促進することができる。

2. 計画

- a) 備えのための計画は、異なるシナリオのリスク分析に基づくべきであり、緊急事態管理のすべての要素に適用されるべきである。計画は以下のとおりであるべきである。
 - i) 法令および運用フレームワークによって裏付けされている。
 - ii) さまざまな潜在的な危害要因に対処し、動物衛生またはアニマルウェルフェアの緊急事態を定義し、緊急事態の前と最中に何をすべきか記述した、緊急事態の備えの計画および対応計画（不測時計画ともいう。）の文書の策定を含めている。計画は、詳細な標準作業手順によって裏付けされているべきである。
 - iii) 緊急事態対応計画が、すべての行政的レベルで明確な指揮系統（意思決定者、コミュニケーションフローおよび説明責任を含む。）を確立した、インシデント管理システム（IMS）を明確化することを確保する。すべての関係者は、自らの役割および責任を明確にされ、理解しているべきである。これには、相互運用性、説明責任および協調に関する詳細なガイダンスを含めているべきである。
 - iv) 備えおよびビジネスの継続における民間セクターの役割を認識している。
 - v) 実際の事象およびシミュレーション演習を通じて特定された教訓を組み込み、定期的に見直され、更新される。
 - vi) 緊急事態の最中の意思決定を支援するのに必要な技術的専門性を特定する。
 - vii) 緊急事態の最中に必要あれば、ラボラトリーや拡大することを確保する。
 - viii) 緊急事態管理の解除のプロセス（物流の縮小、施設、器具および職員の閉鎖・廃止を含む。）を記述する。
- b) 備えのための計画はまた、国の緊急事態管理の取り決めに統合される、回復の計画を策定しているべきである。回復の計画は以下のとおりであるべきである。
 - i) 回復の取組のための目的およびタイムラインが明確化している。

- ii) 回復のための活動の提供における指揮系統、役割および責任を確立しており、主要なパートナーを特定している。
- iii) 回復のための活動の実施を通して、分野横断的なコミュニケーションおよび協調を促進する。
- iv) 資金調達メカニズムおよび回復のためのリソースの優先順位づけおよび協調を記述している。
- v) 必要に応じてコミュニティの支援のための手配を明確化する。
- vi) 関係する場合は、リスク低減戦略（サーベイランスおよび予防措置を伴う注意深い再導入を含む。）を組み入れる。

3. (必要品の) 準備

備えには、所管当局が緊急事態対応計画の実施のために適切な器具および供給品の利用可能性を確保することが必要となる。(必要品の) 準備は以下のとおりであるべきである。

- a) 異なるシナリオのリソースマッピングおよびリスクの優先順位付けに基づいている。
- b) 事前に確立された、緊急事態に適応可能な、調達、契約および物流システムを含めている。
- c) 官民両者のキャパシティを活用し、事前の取り決めを有している。

日本	分類: 追加 テキスト修正案: <u>d) 動物用医薬品（ワクチン、特に緊急時のワクチン接種のためのものを含む。）</u> <u>の管理、承認、登録に主要な役割を果たしているラボラトリーやとのネットワーク</u> <u>ができる。</u> 論拠: 本文は第3.X.6条（備え）にある方が適切であるため、第3.X.7条（発見）から本条に移すことを提案する。
----	--

4. 訓練および演習

職員が緊急事態に効果的に対応し、緊急事態管理の取組のギャップの特定に必要な能力を確保するため、包括的な訓練および演習のプログラムが整備されているべきである。これには以下のものが含まれるべきである。

- a) 関係するセクターおよび関係者が関与する定期的で多岐の分野にわたる訓練
- b) 適切な間隔およびレベルで行われるシミュレーション演習で、主要な優先危害要因および緊急事態管理の重要な部分に対処しているもの。緊急事態対応活動のほか、当局およびセ

クターの内部または間の協調のすべてのメカニズム（早期警告システムを含む。）がシミュレーション演習で試験されているべきである。

- c) 演習には、他のメンバー国、地域および国際的なパートナーを含めることがある。
- d) 活動後のレビューを通じた演習の評価および将来の備えの取組に反映する教訓の特定

第 3.X.7 条

発見

緊急事態管理のフレームワークにおける発見とは、所管当局およびその他の関係する当局および関係者の活動を必要とする緊急事態の引き金となり得る事象の発生をタイムリーに特定し、分析するプロセスである。

加盟国は、事象の影響を最小限にするためのタイムリーな意思決定および管理措置の実施を可能とするため、すべてのタイプの事象に適応しており、早期発見に基づく、第 1.4 章で記述されている早期警告システムを整備しているべきである。早期警告システムは、事前に存在する基準に基づいて、緊急事態対応が必要かどうかを決定するために、サーベイランス、インテリジェンス、情報の迅速な交換を含めているべきである。第 1.4 章に記述されている動物衛生サーベイランスといった、発見のための活動は、十分な備えの状況維持する、継続的なプロセスであるべきである。

早期警告システムの開発および維持は、緊急事態管理に極めて重要である。事象が早く発見され、所管当局に報告された場合（また、第 1.1 章に従ってリスト疾病が獣医当局によって通報された場合）、早ければ早いほど効果的で適切な活動をとることが可能であり、事象による全体的な影響を低減することができる。

早期警告システムは、政府全体のアプローチの下で組織化されるべきである。

認識の向上並びに、現場レベルの業務から獣医当局およびその他の関係する所管当局まで連結させる強い報告チェーンを維持することは重要である。獣医サービスは、緊急事態の引き金となり得る事象の認識を強化するために、継続した教育およびアウトリーチを提供するべきである。

ラボラトリ一は、早期発見および早期警告システムの主要な要素である。診断施設は、拡張可能な検査のキャパシティを有しているべきであり、能力と仕事量を共有することにより、まとめて検査能力を高めることができるネットワークとして運用することができるべきである。サンプルを他の国に送付するための取り決めおよび手順を事前に確立するべきである（第 5.8 章に従って）。

いくつかのラボラトリ一はまた、動物用医薬品（ワクチンを含む。特に緊急時のワクチン接種のためのもの。）の管理、承認、登録に主要な役割を果たしているべきである。

日本	<p>分類 :削除</p> <p>テキスト修正案 :</p> <p>いくつかのラボラトリーはまた、動物用医薬品（ワクチンを含む。特に緊急時のワクチン接種のためのもの。）の管理、承認、登録に主要な役割を果たしているべきである。</p> <p>論拠 :</p> <p>本条は発見に関するものであるため、本文は第3.X.6条（備え）にある方が適切である。</p>
----	--

獣医当局以外の所管当局によって発見される事象（異常気象またはインフラ障害等）については、タイムリーな情報交換のための事前に取り決めしたメカニズムがあるべきである。

[...]

第 5.4 章

物品の輸出に適用される措置及び手続

第 5.4.1 条

目的および範囲

本章では、不当な貿易制限を設けることなく、原産施設(飼育施設、と畜場、精液採取センターなど)から輸出地点までを対象として、物品の国際貿易を通じた病原体の拡散を防止するため、物品の輸出において適用可能な措置および手続の一般原則を定める。

日本	<p>分類 :削除</p> <p>テキスト修正案 :</p> <p>本章では、不当な<u>貿易制限</u>を設けることなく、原産施設(飼育施設、と畜場、精液採取センターなど)から輸出地点までを対象として、<u>物品の国際貿易</u>を通じた病原体の拡散を防止するため、<u>物品の輸出</u>において適用可能な措置および手続の一般原則を定める。</p> <p>論拠 :</p> <p>用語集によれば、<u>国際貿易</u>とは、<u>物品の輸入</u>、<u>輸出</u>及び<u>経由</u>を意味する。</p>
----	--

本章の目的上、「事業者」とは本章の対象となる物品の輸出に関して責任を有する自然人または法人または個人を指す。

本章の目的上、「獣医当局」および「所管当局」とは、別段の定めがある場合を除いて、輸出国の「獣医当局」および「所管当局」を指す。

本章では、第 5.1.3 条に記載されている責任に加えて、措置および手続、獣医当局、その他の関係する所管当局および事業者本章の対象となる物品の輸出に関して責任を有する自然人または法人または個人（以下「事業者」）の役割および責任に関する勧告を輸出国に提供する。本章では、輸出に関する公的管理の質および能力実施を担保するための指針を提供する。

本章は、すべての物品に適用する。一方で、いくつかの勧告は、特定の物品に対処するためのものである。

第 5.4.2 条

一般的考慮事項

輸出国の獣医当局は、第 5.1 章および第 5.2 章に従って輸入国の要求事項が入手可能な場合には、事業者がそれらを知ることができるよう保証すべきである。加えて、獣医当局は、輸入国の要件を含む国際獣医証明書の条件を満たすために必要な手順を事業者が知ることができるようす

べきである。第 5.1.1 条および第 5.3 章に従い、合意された国際獣医証明書に必要なすべての情報を含む、が輸出者に入手可能であることを保証すべきである。

輸出国の獣医当局は、輸出される物品が安全に貿易され、輸入国の要件を満たすことを担保するため、獣医関連法令に従い、その他の関係所管当局と協力して、公的管理を実施する責任を負うべきである。第 3.4.5 条および第 3.4.13 条に記載されているとおり、獣医当局およびその他の関係する所管当局その法的権限および責任には、輸出のプロセスのあらゆる段階における公的輸出管理の活動および事業輸出者に必要な情報を要求する機会ことが含まれるべきである。適切な場合、獣医当局およびその他の関係する所管当局は、第 3.4.5 条の第 2 項に従って、特定の業務を委任することができる。獣医サービスによってこれらの公的管理が効果的に実施され、第 3.2-2 条に記載された品質の原則に従い、第 5.1 章および第 5.2 章に規定された証明書発給に係る義務および手続が適切に適用されるよう、輸出国において十分な人的、技術的、物理的および財政的資源が利用可能でなければならない。

獣医当局は、輸出品を取り扱う輸出国の税関当局およびその他の法執行当局を含むすべての関係する当局と緊密に協力して、貿易に不当な障壁を設けることなく物品のステータスが輸入国の要件に適合していることを維持を保護するために、公的管理が効果的に実施されることを担保すべきである。この協力は、不正行為または違法な経路を防止し、戦うための行動も対象とすべきである。

獣医当局は、該当する場合には、動物群、コンパートメント、地域または国、地域、コンパートメント、または動物群の動物衛生ステータス、並びに飼育施設およびその他の施設における疾病状況の証明のための手続を有すべきであり、また、そのような証明を裏付けるために必要とされる可能性のある追加的な証拠書類に関して、事業輸出者に伝達すべきである。

輸出国の獣医当局は、動物群、コンパートメント、地域または国、地域、コンパートメント、または動物群または動物個体の適用可能な証明された動物衛生ステータスが、第 1.4 章に従った適切なサーベイランスおよび疾病報告に基づいていることを確認しなければならない。

輸出国の獣医当局または他の関係する所管当局は、合意された国際獣医証明書を遵守するため、該当する場合は、原産の飼育施設、および、貨物の生産と取扱いに使用されるその他の施設の登録および承認のための手続を有すべきである。事業者は、物品、物品が所在する施設および物品の輸送手段に対する獣医当局の立ち入り（アクセス）を妨げてはならない。公的管理の最中、事業者は、獣医サービス当局を支援、協力し、貨物に関するすべての関連する情報を利用可能にしなければならない。

獣医当局は、個別の動物の衛生状況の国際獣医証明書のための手続を有しているべきである。

輸出国の獣医当局は、合意された国際獣医証明書を遵守するために、貨物のトレーサビリティを支援するために、物品の適切な識別が行われていることを確実にしなければならない。動物の個体識別は、第 4.2 章および第 4.3 章に基づかなければならぬ。

輸出国の獣医当局は、**輸入国**の獣医当局または**経由国**の獣医当局から要請があった場合には、合意された**国際獣医証明書**に含まれる条件の遵守を担保するためのプロセスに関する追加情報を提供しなければならず、調査および報告を行い、また、貿易の安全を脅かすような不遵守の貨物が繰り返される場合には、監査のための合理的なアクセスを与えなければならない。**輸出国の**獣医当局は、出国地点までの輸送前および輸送中に物品の状態が適合していることが維持されている危険にさらされないことを担保するべきであるため、適切かつ必要な予防措置をとらなければならぬ。 **輸出国**は、物品が動物衛生またはおよび公衆衛生に危険を及ぼす可能性があると信じる理由がある場合または合意された国際獣医証明書を遵守していないと確信する理由がある場合には、物品の輸出を停止しなければならない。

輸出国の獣医当局は、合意された**国際獣医証明書**の条件を証明する満たす能力に影響を及ぼす可能性のある、動物衛生ステータスの変更といったよういかなる変更または状況を輸入国およびいかなる経由国の獣医当局に速やかに連絡しなければならない。

また、**輸出国の**獣医当局は、リスト疾病または輸入国の要件で参照されている疾病的発生といった特定の問題が既に輸出国から発送された物品の適合性状態に影響を及ぼしうる場合、遅滞なく輸入国の獣医当局、および必要に応じて経由国に通知しなければならない。この情報は、第4.19章に従って策定された関連する緊急時対応計画の一部とするべきである。

日本	<p>分類：追加／削除</p> <p>テキスト修正案：</p> <p>また、輸出国の獣医当局は、<u>リスト疾病または輸入国の要件で参照されている疾病的発生といった特定の問題いかなる事例やその他の関連する問題が既に輸出国から発送された物品の適合性状態に影響を及ぼしうる場合、遅滞なく輸入国の獣医当局、および必要に応じて経由国に通知しなければならない。この情報は、第4.19章に従って策定された関連する緊急時対応計画の一部とするべきである。</u></p> <p>論拠：</p> <p>物品の適合性に関する情報は重要であるため、第5.6.4条との整合性から、「いかなる事例」との表現を使用することを提案する。</p>
----	--

動物の場合、関連する場合は第7部に従って、事業者は輸出過程を通じてアニマルウェルフェアが維持されていることを確保すべきである。

輸出国の獣医当局は、物品の違法または非公式な越境移動（たとえばすなわち、公的管理を意図的に回避する（違法）方法または規制されていないがリスクがある可能性がある（非公式）公的管理を明らかにかつ意図的に回避する方法で行われる物品の国際的な移動）がもたらすリスクを管理するために、その他の関連する所管当局、税関、およびその他の法執行当局および事業者、並びに他国の獣医当局と協力して活動を実施すべきである。

[...]

第 5.4.4 条

物品に応じた特定の勧告

1. 動物

~~動物の場合、獣医当局は、第 7.1 章、第 7.2 章、第 7.3 章および第 7.4 章に従って、輸出の全過程を通じてアニマルウェルフェアが維持されることを担保すべきである。~~

事業輸出者は、輸出の全過程を通じて動物の輸送に使用される輸送手段が十分な消毒を受け、げっ歯類または節足動物のような害獣・害虫を予防および制御するための措置が実施されることを担保すべきである。これらの措置は、動物の積載ごとに、事前に適用されるべきである。輸送手段は、疾病の伝播を防ぐために効果的適切に分離されている場合を除き、同じ衛生要件を満たしている同じ衛生ステータスの動物のみを収容すべきである。

日本	<p>分類：追加</p> <p>テキスト修正案：</p> <p><u>事業輸出者</u>は、輸出の全過程を通じて動物の輸送に使用される輸送手段が十分な消毒を受け、げっ歯類または節足動物のような害獣・害虫を予防および制御するための措置が実施されることを担保すべきである。これらの措置は、動物の積載ごとに、事前に適用されるべきである。<u>輸送手段は、疾病の伝播を防ぐために効果的適切に分離されており、かつ、輸入国の要件への適合性が維持されている場合を除き、同じ衛生要件を満たしている同じ衛生ステータスの動物のみを収容すべきである。</u></p> <p>論拠：</p> <p>前回の日本のコメントへのコード委員会の回答に感謝する。当該措置の輸入国の承認が必ずしもいつも求められる訳ではないが、輸入国の要件への適合性は必須であり、2024 年 4 月のアドホックグループ会合の報告書でも、「アドホックグループはコード委員会の意見と同様に、動物が適切に分離されており、かつ、<u>輸入国がそのようなことが起きるのを許すのであれば、複数の動物の貨物を同時に乗り物／船で輸送することができる</u>というコメントに同意した。」とある。</p>
----	---

コンテナは、新品であるか、第 4.14 章に従って、動物を毎回積載する前に洗浄および消毒されたものであるか、あるいは単回使用のものであるべきである。

獣医当局は、輸出国から発送される前に、輸出国の手続および合意された国際獣医証明書および輸出国の要件に従って、適切な場所および時間において、動物の貨物を目視検査することを担保すべきである。この目視検査の時点から輸出国を離れる時まで、貨物中の動物が異なる衛生ステータスの他の動物と接触していないことを担保すべきである。

輸出国の獣医当局は、動物の貨物について、出国地点においてウェルフェアの検査を要求することができる。このような検査は、第7部に従った、 アニマルウェルフェアの要件が満たされていない上の懸念が確認された場合、輸出許可を拒否する権限も付与する獣医関連法令によって支持されるべきである。

2. 胚製品

胚製品の貨物は、製品の生存性および完全性を維持する方法で梱包、発送、輸送されるべきである。

種卵の輸送は、合意された国際獣医証明書の条件を満たす親鳥群から発送されるべきである。コンテナは、新品であるか、第4.14章に従って、毎回使用する前に洗浄、消毒されるべきである。

精液、卵母細胞、または受精卵のための極低温タンクは、合意された国際獣医証明書の条件を満たす精液採取センターまたは（卵母細胞および受精卵）採取センターから発送されるべきである。それらは単回使用の極低温タンクであるか、または第4.14章に従って使用前に洗浄、消毒され、新しい液体窒素を用いるべきである。

精液、卵母細胞、または受精卵の貨物は、第4.6章から第4.11章の関連する勧告に従って識別されるべきである。

獣医当局は、輸出國から発送される前に、 輸出國の手続および合意された国際獣医証明書と輸出國の要件に従って、胚製品の貨物が目視検査と書類検査を受け、精液、卵母細胞、受精卵の極低温タンクが密封され、標識されることを保証すべきである。

3. 動物製品

動物製品を輸送するためのコンテナは、製品の種類に適合し、動物製品を損傷または汚染から保護し、輸出國の手続および合意された国際獣医証明書の条件と輸出國の要件を満たすものでなければならない。

獣医当局は、第4.14章に従って、特に梱包されていない物質を輸送する場合には、コンテナおよび輸送手段を使用前に洗浄し、必要な場合には洗浄後に消毒するために適切な措置が講じられていることを確認しなければならない。

獣医当局は、輸出國から発送される前に、 輸出國の手続および合意された国際獣医証明書および輸出國の要件に従って、動物製品の貨物が目視検査および書類検査を受けることを担保すべきである。

[...]

第 5.6 章

物品の輸入に適用される措置及び手続

第 5.6.1 条

目的および範囲

本章では、不当な貿易制限を設けることなく、輸入地点の国の国境に到着した時点から物品が通関されるまでの間、物品の国際貿易を通じた病原体の拡散を防止するため、物品の輸入において適用可能な措置および手続の一般原則を定める。

日本	<p>分類：削除</p> <p>テキスト修正案：</p> <p>本章では、不当な<u>貿易制限</u>を設けることなく、<u>輸入地点の国</u>の国境に到着した時点から物品が通関されるまでの間、<u>物品の国際貿易</u>を通じた病原体の拡散を防止するため、物品の輸入において適用可能な措置および手続の一般原則を定める。</p> <p>論拠：</p> <p>用語集によれば、<u>国際貿易</u>とは、<u>物品</u>の輸入、輸出及び経由を意味する。</p>
----	---

本章の目的上、「事業者」とは本章の対象となる物品の経由輸入に関して責任を有する自然人または法人または個人を指す。

本章の目的上、「獣医当局」および「所管当局」とは、別段の定めがある場合を除いて、輸入国の「獣医当局」および「所管当局」を指す。

本章では、第 5.1.2 条に記載されている責任に加えて、輸入国に対し、措置および手続、獣医当局およびその他の関係する所管当局並びに事業者本章の対象となる物品の輸入に関して責任を有する自然人または法人または個人（以下「事業者」）の役割および責任に関する勧告を提供する。本章では、輸入に関する公的管理の質および実施能力を担保するための指針を提供する。本章は合法な輸入のみを対象にするのではなく、違法または非公式な物品の入国の一般的な勧告も提供する。

輸入国または地域の動物衛生ステータスは、検疫センターまたは国境検査所における輸入動物での疾病または感染の存在によって影響を受けない。

[...]

第 5.6.4 条

不適合物品に対する追加的な措置

実施された公的輸入管理に基づいて不適合であると特定された物品は、獣医当局またはその他の関係ある所管当局によって解放されるべきではなく、所管当局による更なる決定がなされるまでの間、適切な条件下（動物の隔離を含む。）で留置される隔離されるべきである。

獣医当局またはその他の関係する所管当局は、物品の種類およびその物品が動物衛生、公衆衛生および動物衛生並びに環境に及ぼすリスクに応じて、またはアニマルウェルフェア上の理由により、その物品の処分の選択肢を特定し、事業輸入者に通知すべきである。物品の処分には、次のものが含まれる。

- a) 適切な場合には、受入国の所管当局の同意を得て、当該物品を輸出国または他の国に再発送すること；
- b) 当該物品を輸入するために必要な処置その他のリスク軽減措置を施すこと；
- c) 動物の殺処分およびその死体の処理、またはその他の物品の廃棄。

動物の貨物に適用されるいかなる措置も、第7部の関係する規定第7.1章および第7.6章に従うべきである。

輸入国の獣医当局またはその他の関係する所管当局は、物品の輸入を拒否する決定および理由を税関当局に通知すべきであり、輸出国の獣医当局に通知することも推奨される。適切な場合には、輸出国の獣医当局は、貨物を開放するために、状況を説明するための機会を与えられるべきである。

不適合物品に関する決定の後、獣医当局またはその他の関係する所管当局は、物品の効果的な処分を監督し、輸入を拒否された物品の国内への持ち込みおよび貨物に付随する国際獣医証明書の再利用を防止するための措置を適用すべきである。

輸入国の獣医当局及びその他の関係する所管当局は、動物の貨物のリスト疾病または輸入国の要件で参照されている疾病のいかなる事例も輸出国に知らせるべきである。

日本	<p>分類：明確化</p> <p>テキスト修正案：</p> <p><u>輸入国の獣医当局及びその他の関係する所管当局は、動物の貨物のリスト疾病または輸入国の要件で参照されている疾病のいかなる事例も輸出国に知らせるべきである。</u></p> <p>論拠：</p> <p>前回の日本のコメントへのコード委員会の回答に感謝する。その回答によれば、ここではすべてのリスト疾病を対象にしているのではなく、輸入国の要件で参照されている疾病のみが対象とのことであった。しかし、文章は何も変更されなかった。リスト疾病の事例は輸入国の要件で参照されている場合のみ、通報されるべきとのことでよいか。</p>
----	--

[...]

第 5.7 章

国境検査所及び検疫センター

第 5.7.1 条

目的と範囲

本章では、不当な貿易制限を設けることなく 物品の国際貿易を通じた 病原体の拡散を防ぐため、物品の輸出、経由、輸入に適用される措置と手続きの効果的な実施を支援するための国境検査所と検疫センターに関する勧告を示す。

日本	<p>分類 : 削除</p> <p>テキスト修正案 :</p> <p>本章では、不当な貿易制限を設けることなく <u>物品の国際貿易を通じた</u> 病原体の拡散を防ぐため、物品の輸出、経由、輸入に適用される措置と手続きの効果的な実施を支援するための国境検査所と検疫センターに関する勧告を示す。</p> <p>論拠 :</p> <p>用語集によれば、国際貿易とは、<u>物品の輸入、輸出及び�由</u>を意味する。</p>
----	--

検疫センターは、陸生コードの疾病固有章に従って輸出前または到着後に、動物を隔離するために使用できる。獣医当局またはその他の関係する所管当局は、検疫センターでのバイオセキュリティの適用が、実施される隔離の種類に適切であり、陸生コードの疾病固有章（輸出前隔離）に従って、またはリスク分析（到着後検疫）を通じて、リスクを効果的に軽減していることを確認する必要がある。

国境検査所は、検査が完了し行き先についての決定が下されるまで、物品を適切なバイオセキュリティの下に収容することを意図するものである。

日本	<p>分類 : 明確化</p> <p>論拠 :</p> <p>用語集の案によれば、国際検査所とは、獣医サービスによって公的検査が行われる物品の入国地点及び<u>関連施設</u>を意味するとされている。入国地点から搬入された動物への公的検査が獣医サービスによって行われる施設が「関連施設」に該当するかどうか明確にしていただきたい。</p>
----	--

[...]

CHAPTER 11.9.

INFECTION WITH LUMPY SKIN DISEASE VIRUS

[...]

Article 11.9.2.

Safe commodities

When authorising import or transit of the following *commodities*, Veterinary Authorities should not require any LSD-related conditions regardless of the status of the animal population of the *exporting country*:

- 1) skeletal muscle meat of animals slaughtered in an approved slaughterhouse/abattoir and subjected to ante- and post-mortem inspections in accordance with Chapter 6.3., with favourable results;

Japan	<p>Category: Deletion</p> <p>Proposed amended text:</p> <p>1) skeletal muscle <u>meat of animals slaughtered in an approved slaughterhouse/abattoir and subjected to ante- and post-mortem inspections in accordance with Chapter 6.3., with favourable results</u>;</p> <p>Rationale:</p> <p>According to the <i>Glossary</i>, <i>slaughterhouse/abattoir</i> means premises, including facilities for moving or lairaging <i>animals</i>, used for the <i>slaughter</i> of <i>animals</i> to produce <i>animal</i> products and <u>approved</u> by the Veterinary Services or other Competent Authority.</p>
-------	---

- 2) casings;
- 3) gelatine and collagen;
- 4) tallow;
- 5) processed hooves and horns;
- 6) extruded dry pet food;

Japan	<p>Category: Clarification</p> <p>Rationale:</p> <p>According to report of the Code Commission's September 2025 meeting, extruded dry pet food was included in Article 14.9.2. given that the pressure and heat treatment would inactivate capripoxviruses. Temperature and time combinations in the production process may vary for each extruded dry pet food. Japan would like to ask for more detailed information on the rationale for the inclusion of extruded dry pet food in Article 14.9.2.</p>
-------	---

- 7) protein meal.

Article 11.9.3.

Country or zone free from LSD

A country or a **zone** may be considered free from LSD when *infection* with LSDV is notifiable in the entire country, importation of bovines and water buffaloes and their **commodities** is carried out in accordance with this chapter, and either:

1) LSD has been a *notifiable disease* in the entire country:

Japan	<p>Category: Deletion</p> <p>Proposed amended text:</p> <p>1) <u>LSD has been a <i>notifiable disease</i> in the entire country:</u></p> <p>Rationale:</p> <p>The first paragraph states that 'A country or a zone may be considered free from LSD when <u>infection with LSDV is notifiable in the entire country</u>, ...'.</p>
--------------	--

2) appropriate *biosecurity* and *sanitary measures* to prevent the introduction of *infection* have been in place; in particular, the importations or movements of relevant **commodities** into the country or **zone** have been carried out in accordance with this chapter or other relevant chapters of the *Terrestrial Code*, including Chapter 2.1. 'Import risk analysis';

3) and either:

- a) the country or **zone** is historically free as described in Article 1.4.6.; or
- b) for at least three years, *vaccination* has been prohibited in the country or **zone** and a clinical *surveillance* programme in accordance with Article 11.9.15. has demonstrated no occurrence of *infection* with LSDV; or
- c) for at least two years, *vaccination* has been prohibited in the country or **zone** and a clinical, virological and serological *surveillance* programme in accordance with Article 11.9.15. has demonstrated no occurrence of *infection* with LSDV.

A country or **zone** free from LSD that is adjacent to an infected country or **zone** should include a **zone** in which *surveillance* is conducted in accordance with Article 11.9.15.

~~A country or **zone** free from LSD will not lose its status as a result of introduction of seropositive or vaccinated bovines or water buffaloes or their **commodities**, provided they were introduced in accordance with this chapter.~~

[...]

Article 11.9.10.

Recommendations for importation of embryos of bovines from countries or zones not free~~infected with~~ from LSDV

For embryos of bovines and water buffaloes

Veterinary Authorities of importing countries should require the presentation of an *international veterinary certificate* attesting that:

- 1) the donor females:
 - a) showed no clinical sign of LSD on the day of collection and the following 28 days;
 - b) were kept in an *establishment* where no case of LSD occurred during the 60 days prior to collection;
 - c) EITHER:

- i) were vaccinated regularly against LSD according to manufacturer's instructions, the first vaccination being administrated at least 60 days prior to the first collection; and/or
- ii) ~~were demonstrated to have antibodies against LSDV at least 30 days after vaccination; OR~~
- iii) were subjected to a serological test to detect antibodies ~~specific to capripoxviruses~~^{specific to} LSDV, with negative results, on the day of collection and at least 21 days after collection;

Japan	<p>Category: Addition</p> <p>Proposed amended text:</p> <p>iii) were subjected to a serological test to detect antibodies specific to^{specific to} capripoxviruses^{specific to} LSDV, with negative results, on the day of collection and at least 21 days after collection;</p> <p>Rationale:</p> <p>In alignment with Article 11.9.8</p>
-------	---

- d) ~~were subjected to agent detection by PCR with negative results on a blood sample on the day of collection;~~
- 2) the semen used for the production of the embryos complied with Articles 11.9.7. and 11.9.8., as relevant;
- 3) the embryos were collected, processed and stored in accordance with Chapters 4.8., 4.9. and 4.10.

Article 11.9.11.

Recommendations for the importation of milk and milk products

Veterinary Authorities of importing countries should require the presentation of an *international veterinary certificate* attesting that the *milk* or the *milk products*:

1) ~~have been derived from animals in a country or zone free from LSD;~~

OR

2) ~~were subjected to pasteurisation or any combination of control measures with equivalent performance as described in the Codex Alimentarius Code of Hygienic Practice for Milk and Milk Products.~~

1) originated from animals kept in establishments that were not subjected to restrictions due to LSD;

2) were subjected to one of the following treatments:

a) pasteurisation;

b) pH maintained at less than 6 for more than one hour;

c) any combination of control measures with equivalent performance.

Japan	<p>Category: Clarification</p> <p>Rationale:</p> <p>Japan would like to ask for clarification whether it is necessary to attest that both of conditions referred to in 1) and 2) in Article 11.9.11. are met.</p>
-------	---

[...]

第 11.9 章

ランピースキン病

第 11.9.1 条

一般規定

ランピースキン病(LSD) ウィルス (LSDV) はカプリポックスウィルス属に属し、感受性動物は、ウシ(*Bos indicus* および *B.taurus*)、水牛 (*Bubalus bubalis*) および特定の野生反芻動物である。に感染しうるが、それらの動物は疫学的には重要な役割を果たしていない。

陸生コードでは、ランピースキン病 (LSD) はウシ(以下「動物宿主」といふ)と水牛のランピースキン病ウィルス (LSDV) 感染と定義されている。

以下は、LSDV 感染の発生を定義するものである：

- 1) ウシまたは水牛動物宿主の検体から LSDV が分離された場合；または
- 2) ワクチン株を除く、LSDV カプリポックスウィルスに特異的な抗原または LSDV に特異的な核酸が、LSD と一致する臨床症状を示す、または疑似もしくは確定症例と疫学的に関連がある、または以前に LSDV への曝露と関連していたもしくは接触した疑いのある、ウシまたは水牛動物宿主の検体から同定された場合；または
- 3) LSDV カプリポックスウィルスに特異的な抗体が、LSDV と一致する臨床症状を示す、または疑似もしくは確定症例と疫学的に関連がある、ウシまたは水牛動物宿主の検体から検出された場合。

陸生コードでは、LSD の潜伏期間は 28 日とする。診断検査、およびワクチンおよび疫学情報の基準は、「陸生マニュアル」に規定される。

第 11.9.2 条

安全物品

以下の物品の輸入又は経由を許可する場合、獣医当局は、輸出国の動物集団のステータスにかかわらず、LSD に関連するいかなる条件も要求してはならない：

- 1) 承認されたと畜場/食肉処理場でと殺され、第 6.3 章に従った生前及び死後検査で良好な結果であった動物の骨格筋

日本	<p>分類 :削除</p> <p>テキスト修正案 :</p> <p>1) <u>承認されたと畜場/食肉処理場でと殺され、第6.3章に従った生前及び死後検査で良好な結果であった動物の骨格筋</u></p> <p>論拠 :</p> <p>用語集によれば、と畜場/食肉処理場とは、動物の移動又は係留のための施設を含み、動物製品の生産のための動物のと畜のために使われる建物であって、獣医サービス又はその他の所管当局によって承認されたものとされている。</p>
----	--

- 2) ケーシング
- 3) ゼラチンおよびコラーゲン
- 4) 獣脂
- 5) 加工された蹄および角
- 6) 押出成形された乾燥ペットフード

日本	<p>分類 :明確化</p> <p>論拠 :</p> <p>コード委員会の2025年9月の報告書によれば、押出成形された乾燥ペットフードは、加圧及び加熱処理によりカプリポックスウイルスが不活化すると考えられたため、第14.9.2条に追加されたとのことである。押出成形された乾燥ペットフードによって、温度と時間の組み合わせは異なる可能性がある。押出成形された乾燥ペットフードを第14.9.2条に追加した理由についてより詳細な情報をいただきたい。</p>
----	---

- 7) 蛋白紡

第 11.9.3 条

LSD 清浄国または地域

国または地域は、LSDV の感染が国全体で通報対象であり、ウシおよび水牛ならびにそれらの商品の輸入が本章に従って行われ、かつ以下のいずれかに該当する場合、LSD 清浄であるとみなすことができる：

- 1) LSD は国全体で通報対象疾病となっている；

日本	<p>分類：削除</p> <p>テキスト修正案：</p> <p>①-LSDは国全体で通報対象疾病となっている；</p> <p>論拠：</p> <p>最初の段落で、「国または地域は、LSDVの感染が国全体で通報対象であり、… LSD清浄であるとみなすことができる：」とされている。</p>
----	---

2) 感染を防ぐための適切なバイオセキュリティおよび衛生対策が実施されている；特に、当該国または地域への関連物品の輸入または移動が、本章または第 2.1 章「輸入リスク分析」を含む陸生コードの他の関連章に従って実施されている；

3) および以下のいずれか：

- a) 当該国または地域が第 1.4.6 条に記載されているように歴史的に自由である。または
- b) 少なくとも 3 年間、当該国または地域でワクチン接種が禁止されており、第 11.9.15 条に従って臨床サーベイランスプログラムが実施されている。LSDV 感染の発生がないことが証明されている；または
- c) 少なくとも 2 年間、当該国または地域においてワクチン接種が禁止されており、第 11.9.15 条に従って臨床的、ウイルス学的および血清学的サーベイランスプログラムが実施されている。LSDV 感染の発生がないことが証明されている。

LSD 感染国または地域に隣接する清浄国または地域は、第 11.9.15 条に従ってサーベイランスが実施される地域を含めるべきである。

~~LSD 清浄国または地域は、血清陽性またはワクチン接種を受けた、ウシ、水牛またはそれらの物品が本章に従って導入された場合、その清浄性ステータスを喪失することはない。~~

[...]

第 11.9.10 条

LSD 発生国または地域からのウシの胚の輸入に関する勧告

ウシおよび水牛の胚の場合

輸入国の獣医当局は、以下のことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるべきである：

- 1) 当該供与動物が、以下の各号を満たすこと：
 - a) 採取日とその後 28 日間、LSD の臨床症状を示していなかったこと；
 - b) 採取前の 60 日間、LSD の症例が発生していない施設で飼育されていたこと；

c) 以下のいずれか：

- i) 製造者の指示に従って LSD ワクチンを定期的に接種し、最初のワクチン接種は最初の採取の少なくとも 60 日より前に実施したこと；かつまたは
- ii) ~~ワクチン接種後 30 日以降に、LSDV に対する抗体が証明されていること；~~
~~または~~
- iii) 採取日および採取 21 日後に、~~LSDV~~ カプリポックスウイルスに特異的な抗体を検出する血清学的検査を受け、陰性であったこと；

日本	<p>分類：追加</p> <p>テキスト修正案：</p> <p>iii) 採取日および採取21日後に、LSDV カプリポックスウイルスに特異的な抗体を検出する血清学的検査を受け、陰性であったこと</p> <p>論拠：</p> <p>第11.9.8条との整合性のため。</p>
----	--

- ④ ~~胚の採取日の血液検体を用いて、PCR 法による病原体検出を行い、陰性であったこと；~~
- 2) 胚の生産に使用された精液は、関連の第 11.9.7. 項および第 11.9.8. 項を遵守していたこと；
- 3) 胚が 4.8. 章、4.9. 章、4.10. 章に従って採取、処理、保管されたこと。

第 11.9.11 条

乳及び乳製品の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、乳または乳製品が以下のことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるべきである：

- 1) ~~LSD 清浄国または地域の動物に由来するものであること；~~
~~または~~
- 2) ~~コーデックス委員会の乳および乳製品の衛生管理基準に規定するとおり、低温殺菌処理または同等の性能を有する管理措置の組み合わせが実行されたこと。~~
- 1) LSD による制限を受けていない施設で飼育されていた動物に由来するものであること；
- 2) 以下のいずれかの処理を受けたこと；
 - a) 低温殺菌処理；

- b) 1 時間を超える時間 pH を 6 未満で維持;
- c) 同等の性能を有する管理手段の任意の組み合わせ。

日本	<p>分類：明確化 論拠： 第11.9.11条の1)及び2)で参照されていることを両方満たす必要があるかどうか、明確にしていただきたい。</p>
----	--

[...]
